

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 14 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 6 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から同年12月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から同年12月まで
② 昭和55年1月から同年3月まで

昭和44年12月に勤務先が変わり、厚生年金保険に加入できなかったため、45年4月ごろ、A町役場で国民年金への加入手続を自分でした。国民年金保険料は当時の妻が納付した。

昭和53年1月にB市に転居し、勤務した会社で厚生年金保険に加入していることを知らずに国民年金に加入し、保険料を納付していた。会社を退職して、別の会社に勤務したが、そのまま国民年金の納付を続けた。申立期間の保険料は内縁の妻（後に婚姻届出）が納付した。

保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和45年3月の保険料は、A町の国民年金被保険者名簿の納付記録から、同年4月22日に納付されていることが確認できる。

また、申立期間①について、申立人は、当時の妻が申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張するところ、申立人とその妻の国民年金保険料の納付日は、確認できる昭和45年1月から同年3月まで同一日である上、申立人の妻は、申立期間①を含む45年4月から46年3月までの保険料を46年4月30日に一括で現年度納付していることが確認できる。

さらに、A町の被保険者名簿では、申立人は昭和45年1月1日に資格取得し、同年1月から3月までの保険料を納付していたことが記録されているが、社会保険庁の特殊台帳では資格取得日が45年1月1日から44年12月30日に

訂正され、オンライン記録では44年12月から45年2月までが納付済みとされており、行政側の記録管理に不備がみられる。

加えて、申立期間②について、申立人は、昭和53年4月から国民年金に加入（その後、平成13年に厚生年金保険との重複加入が判明したことにより、昭和54年4月加入に記録訂正）して、申立期間直前まで保険料の納付を続けたほか、申立期間直後の55年4月から同年6月までの保険料も納付しており、申立期間②のみを納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年3月まで

昭和59年2月に結婚し、同時に国民年金に任意加入手続をし、61年4月の第3号被保険者になるまで、夫が国民年金保険料を納付していたと記憶しているが、A市に居た約2年間で空白で未納となっている。

領収書等の証拠書類は紛失したが、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の保険料納付に直接関与しておらず、申立人が当時、国民年金保険料を納付していたとしているその夫も記憶が定かでないため、具体的状況が不明である。

また、申立人は、社会保険庁の記録、国民年金手帳、B市及びC市の国民年金被保険者名簿において、昭和59年2月20日に任意加入し、同年4月10日に資格喪失したことが確認できることから、申立期間のうち、59年4月から61年3月までは未加入期間となるため、申立人に納付書が交付されることはなく、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月及び同年3月については、国民年金保険料を納付する意思があつて任意加入手続していること、任意加入手続後、わずかな期間で納付書が交付されていることが確認できることなどから、保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 924

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの期間及び55年4月から59年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から52年3月まで
② 昭和55年4月から59年3月まで

申立期間は、夫が病気のため、国民年金の申請免除をしていたが、昭和59年7月にA市B区役所で免除期間の国民年金保険料は10年分さかのぼって納付できると説明を受けたので、A市B区からC町に転居するために自己所有の不動産を売却したお金で、免除期間の国民年金保険料を納付した。

その後、3回転居したため、領収書等は処分してしまったが、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の追納について、A市B区役所の国民年金課の窓口で相談した後、一括納付したと主張しているところ、申立期間当時の同区広報誌において、国民年金保険料の免除及び追納について、同区役所で問い合わせを受け付けている旨の広報を行っていたことが確認できるほか、同区役所内には、保険料を納付できる金融機関があったことが確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張する金額は、当該期間の追納に必要な金額とおおむね一致していることから、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人は昭和59年7月に、夫の病気療養のためD県A市B区からC町に転居することになり、自己所有の不動産を売却した資金で申立期間の国民年金保険料を追納したと主張しているところ、同年6月18日に当該不動産は売却されていることが、申立人夫婦が所有していた不動産の登記簿謄本で確認できる上、転居後のC町では不動産を取得していないと供述していることか

ら、申立人は、申立期間の保険料を一括納付するだけの資力を有していたと推認でき、申立ての信憑^{びよう}性は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月及び61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月
② 昭和61年1月から同年3月まで

申立期間①の昭和48年度分については、当時3か月ごとに納付しており、10月の1か月分だけ未納になっているのはおかしい。申立期間②を含め未納であれば督促通知が送付されるべきで、そういう通知は一切無い。したがって、保険料は当然納付されているものと思っていた。仮に、未納の通知があれば、わずか1か月や3か月の保険料は支払えたはずである。当該期間を納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳で国民年金に加入し60歳に到達するまで30年以上にわたり国民年金保険料を納付し、両申立期間の4か月を除き国民年金加入期間において保険料の未納が無く、平成元年4月以降は納付期限内に納付していることが確認できるなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間①については、その直前の昭和48年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を49年12月に過年度納付していることから、申立期間の1か月分のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間②については、その直前の昭和56年9月から60年12月までの国民年金保険料が納付済みであるとともに、申立期間直後の61年4月から平成元年3月までの保険料は申請免除をした後に追納し、未納期間を解消するように努めていることからみて、申立期間の3か月のみを未納のまま放置していたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫が、当時のA市の出張所で夫婦二人分を納付していた。夫の国民年金手帳には、昭和38年度の国民年金印紙検認記録に検認印が無いが、同年度の印紙台紙に昭和40年の日付印が割印されており、納付してははずなので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が所持する国民年金手帳において昭和38年度の検認印が無いものの、印紙検認台紙を切り離れた跡にはA市の割印があることから、納付済みであったと主張しているが、その割印は納付の有無を示すものではない上、40年10月以降に押印されたものとみられ、その時期において、申立期間のうち、38年4月から同年6月までの保険料は時効により納付できない。また、申立人の夫は当該期間が未納となっており、申立人についても当該期間において保険料を納付したものは考え難い。

一方、申立期間のうち、昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料については、申立人の夫は納付済みの記録となっている上、申立人の国民年金保険料収納記録は、申立期間と厚生年金保険加入期間を除き、判明している納付年月日、前納期間及び未納期間は、いずれも申立人の夫の記録と一致しており、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、制度発足時から国民年金に加入し、60歳到達月の平成8年8月まで、9か月間の未納期間

があるものの、35年以上にわたり保険料を納付しているので、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 927

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月

私は、昭和49年4月にA市B区役所で国民年金の任意加入手続を行い、同年5月18日に同年4月から同年9月までの保険料を納付した。

社会保険事務所に私の年金記録を照会したところ、申立期間は任意加入前の未加入期間であり、納付済みの保険料を還付すると回答された。

社会保険事務所の回答に納得できないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁、A市及び申立人の所持する国民年金手帳の記録から、昭和49年5月18日に国民年金の任意加入被保険者となったことが確認でき、任意加入被保険者は、制度上、加入の申出日よりさかのぼって被保険者となることができない。

しかし、申立人の所持する領収書により、申立人は申立期間の国民年金保険料を昭和49年5月18日に納付したことが確認でき、申立人の特殊台帳（マイクロフィルム）でも申立期間は納付済みの記録となっており、これが還付された記録は無い上、申立人の次の国民年金手帳記号番号を持つ任意加入被保険者は、同年4月8日に資格を取得し、同年4月分の保険料から納付を始めたことが確認できる。

このことから、当時の国民年金手帳記号番号の払出事務に不適切な点があった可能性がうかがわれ、昭和49年4月に国民年金加入手続を行ったとする申立人の主張は不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事務所における資格取得日は、昭和24年10月1日、資格喪失日は25年6月7日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和24年10月1日から25年6月ごろまで
申立期間は、A社B事務所に勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実が確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿により、A社B事務所における申立人の厚生年金保険の被保険者期間が確認できたことから、申立人が、当該期間について、同社において厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、当該記録は何らかの事情によりオンライン記録には収録されていないものの、厚生年金保険被保険者名簿の氏名、生年月日、性別及び厚生年金保険被保険者証の記号番号が申立人と一致していることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に相違ないものと判断することができる。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿の記録により、6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の、A社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録及び同社D支店における資格取得日に係る記録を昭和36年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月21日から同年9月1日まで

昭和36年8月1日付けでA社C支店から同社D支店へ異動したが、厚生年金保険被保険者記録では、同年8月21日付け同社C支店資格喪失、同年9月1日付けD支店資格取得となっている。支店間を異動しただけであるとともに、厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事発令書及び給与明細書等により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和36年8月1日にA社C支店から同社D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び申立人に係るA社における昭和36年9月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C本社）の資格取得日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から同年5月1日まで

昭和41年4月にA社D支店（現在は、A社C本社）に入社し、43年4月1日付けで同社B支店に転勤したが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C本社が保管する人事発令情報一覧及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業所が保管する人事発令情報一覧においては、申立人がA社D支店から同社B支店に異動した年月日については明記されていないが、当該資料により把握できる同社の一般的な人事異動日から判断すると、申立人の両支店間の異動日は、昭和43年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周

辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和33年10月31日）及び資格取得日（昭和34年6月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月31日から34年6月21日まで

昭和33年7月22日にA社で本採用となり、同社の社名がB社に変わった後も、平成5年12月に退社するまで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。この間は、勤務形態や仕事の内容にも変化は無かった。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等はないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和33年7月22日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年10月31日に資格を喪失後、34年6月21日に同社において再度資格を取得しており、33年10月から34年5月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、B社が保管する社員履歴簿及び事業主の供述により、申立人は、申立期間を含む昭和33年5月10日から平成5年12月31日まで、当該事業所で継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人は、いずれも、「申立人は、自分が勤務していた期間については当該事業所に継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態に変化は無かった。」と供述してい

るところ、社会保険事務所の記録により、当該二人のうち一人は、申立期間のすべてについて厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できるとともに、他の一人は、申立期間のうち自身が記憶する入社日以降の期間については厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、当該事業所においては、複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいないことから、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和 33 年 9 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

昭和46年8月に結婚し、その年の秋に病気で入院し、48年8月に出産したため、その間保険料を納付できなかったが、48年末か49年春にA市役所で保険料を一括納付した。

金額については覚えが無いが、その当時の生活状態での一括払いは高額だった覚えがある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和48年末か49年春に一括で納付したと主張しているが、A市被保険者名簿において、49年12月23日に49年4月から同年12月までの国民年金保険料、50年3月27日に特例納付として46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の記憶違いと考えられる。

また、申立人は国民年金手帳及び社会保険庁の記録において、昭和47年4月1日に資格喪失し、49年4月1日に再取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となるため、申立人に納付書が交付されることはなく、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの期間及び43年4月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から40年3月まで
② 昭和43年4月から45年3月まで

当時、A町の徴収員が自宅に国民年金保険料の集金に来ており、妻の分も併せて払っていた。領収書等の証拠書類は紛失したが、納得いかないので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとするが、申立人の妻も未納となっており、申立人に係るA町の国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料は未納となっている等、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以降も長期間の国民年金保険料の未納があり、納付意識が高かったものとは認め難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 930

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和58年1月から同年3月まで
②昭和59年1月から同年3月まで

国民年金保険料については、銀行の窓口で納付していた。

申立期間の合計6か月が未納となっているが、2年間にわたり同じ期間だけが未納になっているのは、納付する立場としては理解し難い。

もし、6か月未納であれば1月から6月までとか、10月から翌年3月までとか続くはずである。

いずれの申立期間にも領収書等はないが、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に近接する時期の納付状況をみると、昭和55年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、過年度保険料として納付されていること、及び58年4月から同年12月までの保険料については、59年3月16日に一括納付され、その後、59年4月に任意加入の資格が喪失されていることなどから、申立人の国民年金に対する納付意識は必ずしも高かったとは言えない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、社会保険事務所が保管する国民年金特殊台帳及びA市が保管する年度別被保険者名簿の納付記録は一致しており、不自然な点は無い。

さらに、申立人は、申立期間当時の納付状況についての記憶が不明確であるほか、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事

情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和36年4月にA市役所B支所で婚姻の手続を行った際に、職員に国民年金保険の加入を勧められ、夫と一緒に加入した。

昭和36年4月以降、毎月、B支所から集金に来ていた職員に、夫と一緒に国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、夫は納付済みとなっているのに、私が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間が2年と長期間であり、申立期間以外にも複数の未納期間がある。

また、申立人は、昭和36年4月に夫婦一緒にA市役所B支所で国民年金の加入手続をして、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、夫婦の婚姻は37年2月である上、申立人の国民年金手帳記号番号は38年8月に払い出されていることが推認できることから、その時点では、申立期間は過年度納付期間となるが、A市では過年度保険料を収納していないことが確認でき、ほかに申立人が保険料を過年度納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から59年3月まで

20歳から実家でA業を始め、一時期、国民年金保険料の未納期間は有ったが、後日、強制加入であることを知り市役所で一括納付した。その後は毎月納付しているので、納付したことを証明するものは無いが、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、20歳になってから数年後に申立期間の国民年金保険料をB市役所で一括納付したと主張しているが、納付した時期の記憶が不明確である上、当該保険料は過年度保険料となるが、B市役所の回答により、過年度保険料の収納事務は取り扱っていないことが確認できる。

さらに、申立人がB市役所で一括納付したと主張している20数万円の金額は、申立期間の国民年金保険料の合計額12万7,380円とは大きく相違していることから、申立人の供述内容は不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の国民年金の加入手続及び毎月の保険料を納付してくれていたとする申立人の両親は既に他界しているため、申立期間当時の状況は不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで
昭和45年に夫が会社を退職したことから、同年4月に夫と一緒にA市役所で、国民年金加入手続をして保険料は一緒に納付していた。
申立期間は、夫が納付済みであるのに、私が未納とされていることに納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間が60か月と長期間である上、申立人の加入手続及び保険料納付に係る記憶はあいまいである。

また、申立人は、昭和45年4月にその夫と一緒にA市役所で国民年金の加入手続をしたと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されていないことが確認できることから、申立人の主張は不自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和51年3月30日と推定されるが、この時点では、申立期間は一部時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の所持する国民年金手帳に国民年金被保険者資格取得日が昭和45年4月1日と記載されているが、これは国民年金の加入手続を行った際にさかのぼって資格取得されたことを示すもので、実際に当該月から国民年金保険料が納付されていたことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 934

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から43年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から43年6月まで

高校卒業後、A県B市にあった会社に就職し、間もなくC県D市にある営業所に配属になり、3、4か月で退職した。その後、同市内にあるE業関係の事業所に就職したが、個人経営で福利厚生関係が不備なため年金に加入していないことに不安になり、自分で国民年金に加入した。申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民手帳交付の有無、保険料の納付方法等について具体的な記憶が無く、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、明確な記憶ではないが昭和39年10月ごろ自分で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間のうち39年10月から41年1月までは20歳到達前であるため、制度上、国民年金に加入できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が在住していたとするD市では、申立人に係る国民年金被保険者名簿が無く、同市を管轄するF社会保険事務所においても、申立人に対し国民年金手帳記号番号を払い出した記録が無いなど、申立人がD市において国民年金に加入した形跡が見当たらない。

加えて、申立人の国民年金被保険者資格は、社会保険庁の記録及び申立人が所持する年金手帳から、平成6年5月1日にG市で取得されたことが確認でき、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年4月から同年6月まで
申立期間の国民年金保険料は、当時のA市の出張所で夫婦一緒に納付していた。私の国民年金手帳には、昭和38年度の国民年金印紙検認記録に検認印が無いが、同年度の印紙台紙に昭和40年の日付印が割印されており、納付していたはずなので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を当時のA市の出張所で納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和38年度の印紙検認記録欄に検認印が無い上、切り取られた印紙台紙跡には昭和40年10月以降に押印されたA市の割印が認められることから、印紙により納付されなかったことが確認できる。

また、昭和40年10月の時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できず、社会保険事務所が保有する申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)にも、38年4月から同年6月までの欄に「時効消滅」と記録されていることもとも整合する。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の妻は申立期間が未納となっている上、A市の国民年金被保険者名簿でも、夫婦共に申立期間は未納と記録されている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 813

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年4月1日まで

A社に転職するため昭和38年4月にB市からC町へ引っ越しして、その翌日から同社に勤務した。給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社における複数の同僚の供述及び同社から提出された申立人に係る経歴票から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が昭和38年4月から同社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚6人、及び社会保険事務所の記録から申立期間前後に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者5人に照会したところ、うち4人が、「試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、上記同僚11人について、社会保険事務所の記録から本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格の取得日との関係を見ると、9人が入社後2か月から2年を経ってから厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所の厚生年金保険の加入基準については確認できないが、申立期間当時、当該事業主は、勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれ、社員を採用後ある程度の期間が経過してから厚生年金保険の加入手続

を行っていたものと推察できる。

加えて、当該事業所の労務担当者は、「保管していた関係書類により、申立人の入社は昭和 38 年 4 月であるが、厚生年金保険の被保険者資格取得は 39 年 4 月 1 日であることが確認でき、資格取得以前に厚生年金保険料を控除することは無い。」と供述しているとともに、当該事業所から提出された申立人に係る「社会保険個人票」には、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は昭和 39 年 4 月 1 日と記載され、これは、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票及び社会保険庁のオンライン記録の資格取得日と一致しており、不自然な点は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月 16 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間は、A業及びB業を営んでいたC社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当該事業所には、「各種社保完備」と記載された新聞の求人広告を見て入社し、当時、設立準備中であつたD協同組合のE業務の準備等に従事していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について被保険者であつたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間のうち昭和 56 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間においてD協同組合に勤務していたことは認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、i) 申立人が保管するC社の社員募集の新聞広告に記載された当該事業所の所在地と登記簿の記録で確認できるD協同組合の所在地が一致すること、ii) 申立人が「D協同組合は、C社が母体となり、関係機関の認可を受けて設立された。」と供述していること、iii) 申立人が記憶するC社の事業主の姓と登記簿の記録により確認できるD協同組合の代表理事の姓がいずれもFであることを踏まえると、C社は、D協同組合の前身又は準備組織であつたと考えられる。さらに、同社の従業員については、D協同組合の名称で雇用保険の加入手続を行っていたものと考えられるが、社会保険事務所の記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であつた形跡はない上、D協同組合が同保険の適用事業所となつたのは、申立人が同協同組合において同保険の被保険者資格を取得した昭和 56 年 6 月 1 日であることから、申立期間においては両事業

所とも適用事業所に該当していなかったことが確認できる。加えて、社会保険事務所の記録によると、D協同組合の代表理事であり、かつ、C社の代表者であったと考えられる者も、同組合で厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは同年6月1日であったことが確認できる上、同人の所在は不明であることから、同人から同組合又はC社に係る同保険の適用状況及び申立人に係る同保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録により、D協同組合が厚生年金保険の適用事業所となった昭和56年6月1日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに生存が確認された9人に照会したところ、回答があった3人が記憶する自身の入社時点は、いずれも、申立人と同様に同年3月ごろであったことが確認できる一方で、同年6月以前に同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、当該3人のうち一人は、「取引先であったC社の代表者から、『発起人として一口出資すれば課長待遇にする。』と言われて同組合に入ったものの、まだ準備段階のうちに解散した。」と供述している上、他の一人は、「同組合ではまともに給与が支給されたことが無く、数か月も経たないうちに理事が行方不明となって、組合も解散した。」と供述しているほか、別の一人も、「同組合の求人に応募して入社したが、入社してみるとまだ設立の準備段階であった。昭和56年6月以前は同組合と名のついていただけで、実際にはF氏が個人的に給与を支払っていたのではないか。」と供述していることを踏まえると、同組合が厚生年金保険の適用事業所となる以前に、事業主が同保険料を給与から控除していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 2 年 7 月 1 日まで

平成元年 7 月から 2 年 6 月まで、A 社 B 支店で支店長として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。平成元年の 9 月か 10 月ごろに C 本社に行き、D 球場で野球観戦し、その後 1 か月間 E 支店で研修を受け、B 支店に戻ったという記憶があるので、勤務期間が 3 か月間であるとは考えられない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録により、申立期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、同社 B 支店で勤務していたとの供述が得られた者 3 人のうち二人の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社 B 支店に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、社会保険事務所の記録によると、A 社は平成 3 年 11 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認することはできなかった。

さらに、申立人は、A 社 B 支店において一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないとしているため、これらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、当該事業所に勤務していたとの供述が得られた上述の 3 人は、社

会保険事務所の記録により、いずれも、申立人と同様に平成元年11月以前に厚生年金保険被保険者資格を喪失していたことが確認できる上、当該3人は、いずれも「自分の退社時期は、厚生年金保険被保険者資格の喪失時期と一致している。」と供述しているとともに、このうち二人は、いずれも「自分が退社したのは、A社B支店が、当時同支店で発生した横領事件に伴って平成元年11月ごろ閉鎖されたためであり、当然、申立人もその時点で退社している。」と供述しているほか、他の一人も、「自分は平成元年10月26日に退社したが、同支店は、自分が退社した時には既に閉鎖されるとの話があったので、自分の退社後間もなく閉鎖されたと思う。」と供述しており、申立人が供述する当該事業所の当時の従業員数が5人から6人であることを踏まえると、申立期間当時、同支店は既に閉鎖されていたか又は閉鎖に相当する状況にあり、従業員の大半が厚生年金保険被保険者資格を喪失していたと考えるのが妥当である。

一方、社会保険事務所のオンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失年月日が平成元年10月1日となっている上、当該資格喪失届が同年10月18日に処理されたことが確認できるとともに、申立人の健康保険被保険者証も同日に返納されたことが確認できることから、社会保険事務所の記録に不自然さは無い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における離職日が平成元年9月30日であったことが確認できることから、申立人は、当該事業所において、同日以降は退社していたものとして取り扱われていたことがうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から 54 年 8 月 1 日まで

申立期間は、父が経営していたA社で勤務しており、昭和 46 年 11 月から経営も引き継ぎ、同社が解散するまで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

登記簿の記録により、申立人がA社において、申立期間のうち昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 26 日までは取締役、同日から 54 年 8 月 1 日までは代表取締役であったことがそれぞれ確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、登記簿の記録により申立期間のうち昭和 42 年 4 月 1 日から 46 年 11 月 26 日まで当該事業所の代表取締役であったことが確認できる申立人の父親、申立期間において当該事業所の取締役であったことが同様に確認できる申立人の母親、及び申立人が当該事業所で経理事務等を担当していたとする者は、いずれも、申立期間において厚生年金保険に加入していた形跡が無い。

さらに、当該3人は、いずれも既に死亡しているとともに、申立人は当該3人以外と一緒に勤務していた同僚等の氏名を記憶していないことから、これらの者から当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況や申立人に係る同保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間の一部を含む昭和51年6月から61年3月まで国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる上、当該事業所の取締役であった申立人の母親も、申立期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できるほか、申立人が当該事業所で経理事務等を担当していたとする者は、当該事業所に入社したと考えられる40年11月に国民年金に加入するとともに、同月から当該事業所が解散する前月の54年7月までの期間について、途中の数か月間を除き、その保険料を納付していることが確認できる。

その上、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 817 (事案 3 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 30 日から 35 年 5 月 26 日まで

申立期間は A 社に B 業務担当者として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時の上司で C 氏、D 氏、E 氏、同僚で F 氏、G 氏、H 氏を記憶している。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 社が保管する社会保険適用者名簿に申立人が記載されていないこと、ii) 申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚の多くについて、当該事業所で厚生年金保険に加入していた事実が確認できないこと、及び iii) 当該事業所が、申立期間の一部について厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 12 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は 新たな資料等を提出することなく、「当該事業所に確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。」との従来の主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 818

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年 4 月 18 日
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 2 月 1 日から 33 年 4 月 1 日まで
昭和 30 年 2 月から 33 年 3 月末まで、A社B事業所の下請をしていたC社で、D作業員として勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているのに厚生年金保険の加入記録が無い。C社で勤務していた期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社B事業所が昭和 31 年 10 月 4 日に発行した「D証明書」及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がC社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が記憶する複数の同僚はいずれも所在不明であるとともに、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主の所在も不明であることから、申立人が厚生年金保険の適用を受けていたことを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録では、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 34 年 11 月 1 日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる上、厚生年金保険被保険者名簿により当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる者 8 人に照会したところ、7 人から回答を得たが、このうちの 5 人は申立期間中に当該事業所に勤務していたと供述しているものの、給与から保険料が控除されたことを示す事実を確認することはできず、また、この 5 人を含む 7 人全員の資格取得日は当該事業所が適用事業所に該当した日と同日であり、申立期間について当該事業所において厚生

年金保険の被保険者であった形跡がある者はいないとともに、これらの者は、当該事業所の元請であったA社B事業所において厚生年金保険の資格を取得した記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。